

議案第 3 1 号

石岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定すること
について

石岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により
議会の議決を求める。

平成 3 0 年 2 月 2 7 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正す
る法律の施行に伴い、所要の改正を行うため。

石岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

石岡市国民健康保険条例（平成17年石岡市条例第117号）の一部を次のように改正する。

第1条（見出しを含む。）中「市が行う国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第2条（見出しを含む。）中「国民健康保険運営協議会」を「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第14条中「診療報酬の支払の円滑化及び」を「事業費納付金及び保険給付費の支払の円滑化並びに」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。